

別表11 再生セラミック管

項目	評価基準内容
① 評価対象資材	再生資源を含有した一般下水道用と地中埋設ケーブル保護管の陶管又は一般下水道用ハイセラミック管を対象とする。
② 品質・性能	<p>一般下水道用のものにあつては、「セラミックスリーブ管」(公益社団法人 日本下水道協会 認定適用資器材 II類)の基準に適合していること。</p> <p>地中埋設ケーブル保護管にあつては、「JIS C 3653 : 2004 電力用ケーブルの地中埋設の施行方法 附属書2 (多孔陶管)または附属書3 (管路式電線路に使用する管)」の基準に適合していること。</p>
③ 再生資源の含有率	<p>別表11-1に示す再生資源を、製品の重量比で20%以上含有しており、これら以外の再生資源を含有していないこと。</p> <p>ただし、この含有率以下であっても合理的な理由が明確に示される場合等には認定できる。</p>
④ 環境に対する安全性	<p>a. 原料および再生資源の原料として、特別管理(一般・産業)廃棄物を使用していないこと。</p> <p>b. 原則として製品が、土壤汚染対策法施行規則第31条第1項及び第2項に定める溶出量及び含有量における環境基準のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素における基準に適合していること。ただし、これら以外の懸念される物質の溶出、含有がある場合には、懸念される物質の基準に適合していること。</p>
⑤ 品質管理	<p>a. 品質性能に関する基準への適合状況の確認検査が適正になされていること。</p> <p>b. 環境安全性に関する確認検査が適正になされていること。</p>
⑥ 環境負荷	<p>a. 再生資源を含有しない製品を使用した場合と比較したときの環境負荷低減への寄与の度合いについて、報告すること。</p> <p>b. 製品の使用等により環境負荷の増大が懸念される別表11-2に定める項目について、製造者・販売者の状況を報告すること。</p>

別表 11-1 再生資源となるもの

再生資源の分類	
採石および窯業廃土	
無機珪砂（キラ）	
高炉スラグ	
電気炉酸化スラグ	
フェロニッケルスラグ	
銅スラグ	
キューポラススラグ	
鋳物砂	
陶磁器屑（陶器がわら含む、レンガを除く）	
石炭灰（フライアッシュ）	
廃プラスチック	
建設汚泥を分級・脱水・洗浄した再生骨材	
廃ゴム	
廃ガラス	
製紙スラッジ	
アルミスラッジ	
石材屑	
一般廃棄物熔融スラグ	
下水汚泥熔融スラグ	
産業廃棄物熔融スラグ	
上水道汚泥熔融スラグ	
湖沼等の底泥熔融スラグ	
下水道汚泥焼却灰	
上水道汚泥焼却灰	
湖沼等の底泥焼却灰	
上水道汚泥	
湖沼等の底泥	

別表 11-2 報告を求める環境負荷増大が懸念される項目

環境負荷の増大が懸念される項目	<p>ア. 製造段階で新材からの製造に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出など環境負荷が増大しないか。</p> <p>イ. 新材に比べ運搬距離が著しく長くなり、エネルギー、地球温暖化物質などによる環境負荷が増大しないか。</p> <p>ウ. 施工時及び使用時に有害物質が溶出したり粉塵などとして排出される可能性はないか。</p> <p>エ. 廃棄時に新材からの製品に比べ処理困難物とならないか。埋め立てなどにより生態系の破壊を引き起こさないか。</p> <p>オ. 再リサイクルは可能か。再リサイクルへの取り組みは実施しているか。</p> <p>カ. 再リサイクルの段階において著しく環境負荷が増大しないか。</p>
-----------------	---